

平成 31年度の 国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険(国保)は、加入者のみなさまが病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられように、国民健康保険税(国保税)を出し合いお互いに助け合う制度です。

町の国保は、平成 20年度に国保税を改正して以来、据え置いたまま運営を行ってきました。しかし、国保では高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費が年々増加し、財政運営が大変厳しい状況になっております。

今回の税率改正では、応能・応益の比率、賦課限度額並びに資産割の廃止(ただし、急激な変化を避けるため平成 31年度より3年間、資産割を2分の1とする)について見直しました。それらをふまえて、税負担の公平性を保持しつつ今後の国保運営を維持していくために平成 31年度より税率を下表のように改正します。ご理解いただきますようよろしくお願い致します。なお、所得が一定の額以下の世帯には、国保税を軽減する制度があります。

▶ 平成 31年度からの新しい税率

区分(対象者)			医療保険分 (国保に加入する全ての方)		後期高齢者支援金等分 (国保に加入する全ての方)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上 65歳未満の方)	
			改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
応能	所得割	所得に対して	6.4%	5.3%	1.5%	2.2%	1.3%	2.2%
	資産割	固定資産税額 に対して	33.0%	16.5%	7.0%	3.5%	4.3%	2.2%
応益	均等割	加入者1人当たり	22,000円	28,600円	6,200円	11,300円	6,000円	12,000円
	平等割	1世帯1当たり	22,000円	22,000円	6,200円	8,500円	6,000円	7,000円
賦課限度額			470,000円	500,000円	120,000円	130,000円	100,000円	100,000円

※平成31年度の納税通知書は7月中旬に、年金天引きの方への税額決定通知書は8月下旬に送付する予定です。

※応能とは、各人の負担能力に応じて賦課するもので所得割と資産割があります。

※応益とは、世帯や被保険者の人数に対して賦課するもので均等割と平等割があります。

▶ 所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

税負担の軽減措置として、所得が一定額以下の世帯は均等割と平等割の7割・5割・2割が軽減されます。申請する必要はありませんが、前年中の所得申告がされていないと軽減が適用されません。収入が無かったり、遺族年金・障害年金等だけの方も国保税の計算に必要ですので所得の申告をお願いします。

※国保の税率改正に至った経緯等については次号より掲載させていただきます。